

「(仮称) 静岡市議会基本条例」の骨子案について、 市民の皆さまのご意見を募集します。

静岡市議会では、より市民の皆さまに開かれた市議会の実現を目指し、「(仮称) 静岡市議会基本条例」の制定を検討しています。

検討に際しては、昨年7月に議会改革特別委員会を設置し、現在までに19回の会議を開き、先進市を視察するなど必要な調査を行いながら、協議を重ねてきたところです。

このたび、次のとおり条例の骨子案をとりまとめましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。

1 ご意見の募集期間

平成24年6月11日(月)から平成24年7月10日(火)【必着】まで

2 ご意見を提出いただける方

静岡市内に居住または通学・通勤する方、市内において事業を行うか活動する個人または法人

3 ご意見の提出方法

7月10日(火)(必着)までに、別紙の意見応募用紙にご記入後、市議会事務局調査法制課に直接お持ちいただくか、郵送またはFAXで送信してください。

電子申請(ご意見入力専用ページ)もご利用いただけます。

(6月11日～7月10日) <http://www.city.shizuoka.jp/deps/gikai/index.html>

4 その他お願いなど

ご意見には、提出される方の住所と氏名(法人の場合は、所在地及び名称・代表者名)を必ずご記入ください。

お寄せいただいたご意見は、個人が特定できないように編集した上、市議会ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記入していただいた個人情報につきましては、厳正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。

5 問合せ・ご意見の提出先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市議会事務局調査法制課(静岡市役所静岡庁舎本館2階)

電話 054-221-1481

FAX 054-251-9213